

建築物の所有者（管理者）の方々へ

広告板等における適正な維持保全の徹底について

日頃より建築行政にご協力いただきまして、感謝申し上げます。

平成27年2月15日に札幌市内において、ビルの看板が落下し、歩行者の頭部にあたる事故が発生しましたが、この事故の原因として、看板をビルの外壁に緊結する部分が腐食したことにより強度が低下し、落下したものと考えられます。

建築基準法の規定では、建築物の所有者又は管理者は建築物を常時適法な状態に維持するように努める責務を負っています（建築基準法第8条第1項）。

特に商店街など人通りの多い道路に面する建築物を所有（管理）されている方におかれましては、下記のとおり日頃から適正な維持保全に努めてくださいますようお願いいたします。

記

1. 広告板の適正な維持保全とは

広告板の支持部分は、年数が経過すると老朽化し、ひび割れや浮き上がり、腐食等が発生します。そのまま放置すると広告板の落下により思わぬ事故が発生し社会的な責任も問われる場合があります。日頃から点検し、異常が認められたときは早急に補修・改修をすることで、広告板の維持保全が保たれます。また、適正な維持保全は広告板の長寿命化にも繋がります。

2. 広告板の点検等について

広告板の点検及び補修（改修）等については、専門の資格者（一級建築士等）に依頼して実施してもらうようお願いいたします。異常がない場合でも定期的に専門の資格者へ点検依頼をされることもお願いいたします。

3. 日頃の点検方法について

所有者（管理者）ご自身でも日頃から広告板の劣化状況等について、広告板の本体や支持部分に損傷、腐食、変形などの異常がないか点検を行うよう努めてください。

【お問合せ先】

〒957-0053 新発田市中央町5丁目2番13号

新発田市建築課 建築審査係

TEL：0254-26-3557 FAX：0254-26-3559